平成２６年（フ）第１１７号
函館市湯川町２丁目40番11―201号
債務者　長田　彩湖
1　決定年月日時　平成26年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１２８号
函館市日吉町１丁目11番16号
債務者　杉林栄美子
1　決定年月日時　平成26年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第７４号
埼玉県大里郡寄居町大字寄居1709番地10
債務者　池田　美子
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１１２号
埼玉県熊谷市押切2521番地13
債務者　星野　松男
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１６号
秋田県横手市旭川１丁目６番２号
債務者　武花　育子
1　決定年月日時　平成26年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第１０２号
相模原市中央区淵野辺１丁目13番５号　味好荘103
債務者　石川　　清
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２５号
島根県出雲市河下町1539番地５
債務者　金築　秀晃
1　決定年月日時　平成26年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第１８号
北海道北見市中央三輪１丁目352番地２
債務者　後藤　梨奈（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第２１号
山形県長井市勧進代1127番地
債務者　佐藤　裕二
1　決定年月日時　平成26年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第６７号
千葉県四街道市下志津新田2521番地25　ドミール四街道101号
債務者　砂原　一二
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第６８号
千葉県四街道市下志津新田2521番地25　ドミール四街道101号
債務者　砂原いつ子
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第４８号
岡山県倉敷市上東301番地　Ａ―７
債務者　浪平　　保
1　決定年月日時　平成26年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第８９号
岡山県倉敷市連島１丁目12番５号　アップルハウス水島Ⅲ205
債務者　田丸　　誠
1　決定年月日時　平成26年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第３６３号
埼玉県朝霞市根岸台２丁目17番23号　メゾンホソノ102
債務者　松島　行雄
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３８号
埼玉県越谷市大字大房1216番地１　アイランドハイツ209
債務者　天沼　　舞
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１４１号
埼玉県越谷市東大沢１丁目７番地９　さつきハイツ102、申立時の住所埼玉県越谷市大字大房1006番地３　シャルム北越谷Ｂ―512
債務者　坂本日出雄
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１７０号
埼玉県三郷市彦成３丁目９番２―302号
債務者　長田タオこと　ブイ　テイ　フウングタオ
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１７１号
埼玉県草加市新善町477番地　エクセル彩307号
債務者　青木　孝至
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係